

平成25年度第3回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録(概要)

日 時：平成26年2月24日（月）15：00～16：20

場 所：総合福祉保健センター4階 会議室

出席者：江間由紀夫・高橋貴子・三好志都美・樋口美代子・山根清孝・平野明美、
鮫島亘・飯高優子・田中紘子・鈴木恵子・吉田篤史・渡邊忠明

欠席者：井出ミサ子・上谷豪・窪田規子・鈴木君江・照沼和人・豊田朋二・早坂ひとみ
山本幸子 (※敬称略)

事務局：山田障がい福祉課長 藤嶋係長、横山主事

傍聴者：なし

【事務局からの報告事項5点】

<1点目の報告：平成26年度予算について>

前回第2回障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）にて、平成26年度の予算要望があり、それを受けて今回3月議会へ上程した。内容は、成年後見人制度に関する研修会費用として11万円、部会委員に対し実施する研修会費用として9万円、合計20万円のほか、市民後見人制度に関する研修委託費として、介護保険の特別会計へ50万円計上した。議会は3月14日終了予定であるが、特に問題がなければこの内容で予算が通ることになる。

質 問：市民後見人に対し、S区やC市は市や区が後見人のバックアップ体制を整えていると聞いているが、市民はそのような自治体ならば安心して住みたいと思うのではないか。鎌ケ谷市ももう一步進んだ対応をしてほしい。

事務局：市民後見人のニーズが高まってきた背景には、今後、第三者の後見人として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の不足が見込まれるためと聞いている。市民後見人の養成講座は市がNPO法人などへ委託して行い、市がバックアップ体制をとる。

会 長：申立人がいない場合、市長申し立てという手段があるが、それは市が後見人をするという事ではない。市民後見人は法人に所属して活動することが多いが、そこを市がバックアップするという説明だったと思う。法人後見については、社会福祉協議会と連携をとる場合も多く見られるが、鎌ケ谷市はどのように考えているか。

事務局：非公式に確認したことはあったが、現段階で明確な回答はできない。

<2点目：相談支援事業所の件について>

前回協議会にて、上谷委員より計画相談の導入に関する達成状況や、指定特定相談支援事業所等の体制についてご意見をいただいていたところである。この意見を受け、関係事業所と市で今後のことを検討するよう協議会から指示があり、本日はその結果について報告する。

平成26年2月13日に、市内にある相談事業所の方々と、今後の計画相談の件などについて検討した。当日の出席者は、あきもと相談支援センター（当協議会：山根委員）、サポートネット鎌ヶ谷（当協議会：高橋副会長）、もくせい園（相談支援専門員4名）、障がい福祉課職員3名。（こども発達センターについては都合がつかず欠席。）

現在、市内には4ヶ所の指定特定相談支援事業所があるが、相談支援専門員として活動できている人数は合計8名、全員兼務である。

計画相談の導入の進捗状況については、平成25年12月末現在、大人452名のうち、57件導入、達成率12.6%。児童については95名のうち、18件導入、達成率18.9%である。平成26年度中にすべてのケースに計画相談を導入しなければならないが、このペースでいくと、残り1年間で1人の相談支援専門員が60件受け持たなければ達成できないことになる。しかし、実際には計画相談の導入するにあたり、アセスメントを取り、計画相談の導入後は定期的なモニタリングを実施するため、1人60件というのは非現実的な数字であり、相談支援専門員の数に現在の3倍から4倍は必要ではないかということが見込まれる。

この検討会において、現状と課題の掘り起こしはできたものの、打開策は見出せなかった。しかし、このまま何もしない訳にもいかないので、まず市として、事業所の新規開拓（協力依頼）を行っていく方向で話し合いが終了している。

なお、非公式ではあるが、先週ある法人から指定特定相談事業所の登録手続きの件について問い合わせを受けている。

会 長：この問題は鎌ヶ谷市に限らず、多くの自治体も同様の問題を抱えている。

1人の相談支援専門員が対応できる数としては15件程度。これ以上請け負ってしまうと、金銭的にも安く人件費のほうが高くなってしまうため、思うように進んでいない現状がある。

意 見：当法人も平成26年度中に考えなければならないと思っている。

質 問：モニタリング等に手間がかかり、件数をこなすほど赤字になって人件費の捻出が難しいとのことだが、計画相談が導入できなければサービスの利用が出来ないということなら、最初はセルフプランをすることも保護者としては考えなければならないのではないか。

事務局：現段階では、達成できなかった場合の救済措置など県からは話がない。

質 問：仮に相談支援専門員の体制が整ったとして、市側の体制も十分なのか。

事務局：市のCWも不足している。あと1年で一気に計画が提出された場合、障がい福祉課内も大変になることが十分予想される。

質 問：市からの協力依頼の中に社会福祉協議会が入ってきてもよいのではないか。

事務局：他の件で色々打診している案件があるが、いずれも手ごたえはよくない。この件もはっきりとこの場で回答できない。

意見：鎌ヶ谷市だけやらないという訳にもいかないだろう。M市では、市に関わりのある方も相談支援専門員の研修を受けさせている。そうでもしなければ達成できないのではないか。

会長：全国的な問題であり、今後国や県の動きがあるかもしれないが、その際は市から報告をお願いしたい。

<3点目：部会会議の公開について>

今まで部会会議の公開に関して明確な取り決めがなかった。

前回協議会において、会議の公開に関しては明文化したほうがよいだろうという意見を受け、部会の設置要綱の中に、会議の公開に関する内容を追加し、今回その要綱案を事務局より提示した。

特にこの案に関しては意見がなく、この内容で事務局に一任することで了承を得る。

<4点目：相談支援事業所の数字の報告について>

前回協議会にて、相談支援事業所である「もくせい園」の相談件数等を報告したが、もう一つの相談支援事業所である「サポートネット鎌ヶ谷」と使用している書式や相談件数のカウントの仕方が異なっていたため、双方の事業所で統一するよう協議会からご指摘いただいていたところである。今回、書式等を統一した後の内容を報告する予定だったが、集計が間に合わず次回協議会にて報告する。

<5点目：庁内にある無料職業相談所の件>

前回協議会で、高橋副会長より「庁内にある無料職業相談所に掲載されている仕事の情報のコピーが、市内事業所の立場ではもらえなかった」というご意見をいただいたが、事務局から担当課である商工振興課へ確認した。

担当課からは「誤った説明だった」との回答を得ているが、今後、事業所の立場でコピーをもらいにいく場合、一旦障がい福祉課に立ち寄っていただき、そのうえで、当課から商工振興課へ連絡を入ると円滑に対応できると要望があった。事業所の方にはお手数をおかけするが、今後はこのような対応としたい。

なお、インターネットでも検索可能なサイトがあるので、参考までに、本日の資料として配付した。

質問：皆がインターネットの操作に長けているわけではないし、パソコン自体持っていない方もいる。紙ベースでの情報もほしい。商工振興課に伺ったところ、障がい福祉課が印刷をすれば設置してもよいと説明された。

事務局：以前は、ハローワークから月2回、紙ベースで求人情報が障がい福祉課にも郵送され、当課内でも閲覧できていた。しかし、内容がすぐに古くなり、非効率的等の理由

から、インターネットに切り替わった経過がある。

会 長：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の中で、障がい者に対する合理的配慮も謳われているため、ぜひご検討いただきたい。

事務局：今後検討する。

【検討事項：第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画策定について】

平成26年度で終了する「第4期障がい福祉計画」策定について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条では、市町村が策定することが謳われている。

この計画は3年間の内容であり、当協議会とコンサルティング会社の協力を得て策定したいと考えている。

スケジュールとしては、当協議会を活用した策定委員会を計5回（案）と提示させてもらったが、実際はこれよりも1回程度少なくなる可能性もある。来年度はこのような形式で計画策定を進めていきたいと考えている。

質 問：策定協議会の出席人数について、何名以上の出席がないと成り立たない等の縛りはあるのか。また代理出席は可能か。

事務局：まだ明確に決まっていないが、過半数を割れるようなことがあってはまずい。可能な限り多く出席いただきたいが、7割程度の出席を求めることになるだろうか。代理については「第二期鎌ヶ谷市障がい者計画」を策定した際、予めご意見を頂いたうえで代理を認めたことがあった。

会 長：来年度の協議会では、従来の会議の他に、策定委員会が加わることで今まで年3回程度だった会議が倍近くなる。委員の皆様の負担が大きくなる可能性や、部会委員も委嘱されている方には、部会と協議会と月に2回、会議が重なることも予想される。

他市の場合、協議会のメンバーに警察や消防なども含めて構成されている市もあるが、このような場合は、福祉関係のメンバーでワーキンググループを作る方法もある。鎌ヶ谷市の場合、ほぼ福祉関係者で20名という人数で構成されているのでワーキンググループを作らずこのままのスタイルでよいのではないかとも思う。

特に反対するご意見がなければ、この内容で事務局に進めていただくことになるが、回数に関しては委員に負担の無いようお願いしたい。

【次回会議について】

日時：平成26年3月24日（月）15時から

場所：総合福祉保健センター4階 研修室

正式な通知は後日改めて送付するが、内容としては、各部会長から報告や意見等を発表いただく予定である。

—以上—

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成26年3月18日

氏 名 鈴木 恵 子
